

定款委員会

平成27年度事業報告

1. 定款の見直しを行い、(社員総会の権限) 定款第4章第13条、同施行細則第5章第15条について、専門医規則の変更は社員総会の決議を要しないことに変更した。
2. 定款の見直しを行い、(顧問) 定款第9章第44条、同施行細則第7章第23条について、社員総会に諮らないで理事長が委嘱することに変更した。